

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡（安-2025-14）
令和7年5月21日

関西支店 安全環境部長

鉄骨転倒災害の防止について（指示）

先月、他支店の耐震補強工事作業所で、転倒した鉄骨が足の上に落下するという休業災害が発生しました。（別紙1参照）

台車に固縛し、重心位置が高くかつ不安定な形状のコの字型鉄骨（800kg）を揚重しようと、鉄骨の下部部材を台車と共に玉掛けし地切りしたところ、バランスが崩れて転倒した鉄骨を立て起こそうとしたが支えきれずに被災したものです。

当社では、過去にも他支店の耐震改修現場において、台車で運搬中の重心の高い壁部材がバランスを崩して転倒し、被災者が下敷きになり死亡するという災害が発生しています。（別紙2参照）

つきましては、同種災害の再発防止のため、特に諸口工事における危険作業について、部署によるライン管理を徹底するよう作業所関係者に周知してください。

※この事務連絡は、事務連絡（安環安）25-11（令和7年5月20日）安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

(飛来・落下) 【統計外】左足親指の上に鉄骨が落下して被災

◇ 発生日時： 2025年4月6日 (日) 午前9:10分頃

◇ 被災者： その他職種工 27 歳 (所属 2次) 経験 3年9ヶ月



【発生状況】

製造本館と粉サイロ棟の道路上で、耐震補強用鉄骨(コの字形状、約800kg)を揚重しようとした際に、玉掛けワイヤーの掛けた位置が悪くバランスが崩れ、地切り時に吊荷が回転して補助部材を載せていた別の台車に寄り掛かったため、被災者が荷を直そうとして人力で持ち上げようとしたが、寄り掛かった台車が外れて被災者の左足親指の上に鉄骨が落下して被災した。

(左足第一指末節骨開放骨折) (休業見込日数 7 日)

(配付先)
関係部門長・支店長
写：部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安) 14-08
平成26年8月21日

安全環境本部長 

耐震改修工事における災害の再発防止について(指示)

一昨日、耐震改修工事作業所で、1階エントランスから耐震補強鉄骨壁部材(高さ2060mm×幅2480mm、重量1.3t)を台車上に立てた状態で運搬中、段差解消のための仮設スロープに差し掛かった時にバランスを崩し、運搬していた壁部材が転倒して被災者が下敷きになり死亡するという災害が発生しました。

詳細については現在調査中ですが、台車を仮設スロープの方向どおりに牽引しなかったこと等が原因でバランスが崩れ転倒したものと推察されます。

当社の耐震改修工事においては、今月6日にも天井の崩落により作業員3名が重傷を負うという重大災害が発生したばかりであり、立て続けの災害発生に重大な危機感を抱かざるを得ません。

耐震改修工事については、施工条件の制約によりマンパワー(人力)で行われることが多く、また、専門工事業者の施工に任せ、リスクアセスメントが効果的に実施されているとは言えない場合が散見されます。

つきましては、耐震改修工事における災害の再発防止を徹底するため、下記事項を厳守するよう強く指示します。

記

1. 事前調査に基づく作業計画の作成を徹底させること。
2. 専門性が高いと言えども危険性の高い作業については、取引業者任せにせず、当社作業所が取引業者とともに事前のリスクアセスメントを十分行い、作業手順に潜むリスクの低減を図ること。
3. 施工に当たっては、残留リスクを十分に把握し、KY活動等により先端作業員全員に実施事項を周知させ、災害防止を図ること。

以上

災害事例シート

N O	工種	工事	作業工程・部位	作業形態
20141044	建築・建家工事	鉄骨工事	準備作業	荷の取り扱い
事故の型	職種	起因物（大分類）	起因物（中分類）	起因物（小分類）
倒壊その他	その他職種工	資材、材料、物質	金属類	鉄骨材
被災場所・設備（大分類）	被災場所・設備（小分類）	年齢	勤務日数	被災程度
屋内床等	屋外平地（足場以外）	52 歳	2 日	当社死亡

発生状況：耐震補強鉄骨を運搬中に鉄骨が倒れて下敷きになる



1階エントランスから耐震補強鉄骨を台車に乗せて運搬中、段差解消（高さ385）のための仮設のスロープに差し掛かった時に立って運搬していた鉄骨がバランスを崩して被災者側へ倒れ下敷きになった。

原因（上段：人、中段：物、下段：管理）	対策（上段：人、中段：物、下段：管理）
転倒する可能性のある危険な場所へ被災者が入っていた。	転倒しないよう荷を寝かせて運搬した。
<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ頂上付近では、台車のキャスターが浮き荷が不安定な状態になった。 ・スロープで荷を引っ張る方向が中心からずれていたため、横方向に力を掛けなければならなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬経路のスロープ、段差を無くした。
<ul style="list-style-type: none"> ・重量物運搬の危険に対する認識が不足しており、詳細検討がなされていなかった。 ・転倒の恐れがある部材に対し転倒防止対策が不足していた。 ・危険作業である認識が薄く運搬時の当社立会が不足していた。 ・作業計画が業者一任であった。 ・当日の作業人員不足に対する対応がなされていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重量物運搬作業について再度、危険の洗い出し検討会を実施。 ・転倒の恐れのある部材は寝かせて運搬し、障害になる物は撤去し運搬後に復旧した。 ・当該耐震壁工事では、現場責任者の立会で作業をした。 ・社内スタッフを交え検討会を実施し、作業手順を作成した。 ・作業当日作業員の配置を確認し、不足、不適性の場合は作業を中止する。

MEMO